船橋市産婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や精神 状態を把握するために実施する健康診査(以下「産婦健康診査」という。)に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「産婦」とは、本市に住所を有し出産後間もない女子をいう。 (産婦健康診査の受診時期)
- 第3条 産婦健康診査の受診時期は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 産後おおむね2週間後
 - (2) 産後おおむね1ヶ月後

(産婦健康診査の実施)

- 第4条 産婦健康診査は、市長が委託した医療機関又は助産所(以下「委託実施機関」という。)で行うものとする。
- 2 産婦健康診査は、1人につき2回以内とする。
- 3 産婦健康診査を受診する産婦は、産婦健康診査受診票(以下「受診票」という。)を委 託実施機関に提出しなければならない。

(産婦健康診査の内容)

- 第5条 産婦健康診査の内容は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦を把握した場合は、直ちに電話等により市に報告した上で、速やかに市の指定する書面にて連絡するものとする。

(一般受診票の交付)

- 第6条 受診票は三部からなり、一部は請求用、一部は委託実施機関控え用、一部は受診 者控え用とする。
- 2 市は、妊娠の届出があった際に受診票(母子健康手帳別冊綴込み)又は受診票(産婦健康診査受診票綴込み)を妊婦に交付するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類による申請に基づき、受診票を交付するものとする。
 - (1) 転入等により市に妊娠の届出をしていない妊婦が受診票の交付を希望する場合 母子健康手帳交付・再交付・別冊交付申請書(以下「交付申請書」という。)

- (2) この項の本文又は前号に掲げる妊婦以外の妊婦が受診票の交付を希望する場合 産婦健康診査受診票交付申請書(別記様式)
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、受診票の交付を委託実施機関に委託することができる。
- 4 市は、産婦健康診査受診票交付台帳を整備するものとする。この場合において、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出又は交付申請書をもってこれに代えることができるものとする。

(受診の勧奨)

第7条 市は、受診票を交付する際、第3条に掲げる時期に産婦健康診査を受診するよう 指導をするものとする。

(受診票の保管)

第8条 市は、母子健康手帳・別冊配送票と妊娠届出書により受診票受払の管理を行うものとする。

(費用の請求、審査及び支出)

- 第9条 産婦健康診査を実施した委託実施機関は、産婦健康診査費用請求書に産婦健康診査受診票(請求用)を添付して、当該月分を翌月5日までに船橋市医師会を経由して市長に請求するものとする。
- 2 市長は前項の規定による産婦健康診査に要した費用の請求があったときは、その内容 を審査し、適当と認めたときは、速やかに当該費用を、船橋市医師会が指定した委託実 施機関の口座に支払うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長と産婦健康診査の実施に係る契約を締結した場合に限り、委託実施機関は産婦健康診査費用請求書に産婦健康診査受診票(請求用)を添付して委託料を市長に請求できるものとする。
- 4 第2項の費用の額の算定は、別に市長が船橋市医師会と協議して定めるところによるものとする。
- 5 委託実施機関に対する診査料の審査及び支払の事務の委託については、別に定めるところによる。
- 6 委託実施機関が産婦健康診査を行う場合において、保健指導を併せて行った場合であっても、その保健指導料は受診者に請求し、市長には請求できないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同 年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成30年10月1日以後の出産に係る産婦健康診査について適用する。ただし、市長が認める場合においては、同年9月1日以後の出産に係る同年10月1日以後に行われる産婦健康診査について適用することができる。
- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、平成30年度に限り、この要綱の施行前に既に妊娠の届出のあった者に受診票を交付することができる。

(準備行為)

4 この要綱の規定による受診票の交付その他この要綱の施行に関し必要な準備行為は、 この要綱の施行前においても行うことができる。

別表

問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)

診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)

体重及び血圧の測定

尿検査(蛋白及び糖)

エディンバラ産後うつ病質問票(EPDS)